

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 香川県高松市円座町1001番地																																																											
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ宮脇店 高松市宮脇町一丁目4番5ほか																																																											
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>1,269㎡</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1,207㎡</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>33台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>47台</td> </tr> </table> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>駐輪場</td> <td>19台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変更後</td> <td>駐輪場 1</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場 2</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場 3</td> <td>24台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場 4</td> <td>12台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場 5</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>82台</td> </tr> </table> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>12.5㎡</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>87.1㎡</td> </tr> </table> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>11.65㎡</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>20.25㎡</td> </tr> </table> <p>3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">変更前</td> <td>小売業者名</td> <td>開店時刻</td> <td>閉店時刻</td> </tr> <tr> <td>株式会社マルナカ</td> <td>午前9時00分</td> <td>午後11時00分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更後</td> <td>小売業者名</td> <td>開店時刻</td> <td>閉店時刻</td> </tr> <tr> <td>株式会社マルナカ</td> <td>午前0時00分</td> <td>午後12時00分</td> </tr> </table> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>午前8時40分～午後11時20分</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>24時間</td> </tr> </table> <p>③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>1箇所</td> <td>出入口①</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>2箇所</td> <td>出入口1、2</td> </tr> </table>			変更前	1,269㎡	変更後	1,207㎡	変更前	33台	変更後	47台	変更前	駐輪場	19台	変更後	駐輪場 1	16台	駐輪場 2	16台	駐輪場 3	24台	駐輪場 4	12台	駐輪場 5	14台		合計	82台	変更前	12.5㎡	変更後	87.1㎡	変更前	11.65㎡	変更後	20.25㎡	変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	株式会社マルナカ	午前9時00分	午後11時00分	変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	株式会社マルナカ	午前0時00分	午後12時00分	変更前	午前8時40分～午後11時20分	変更後	24時間	変更前	1箇所	出入口①	変更後	2箇所	出入口1、2
変更前	1,269㎡																																																											
変更後	1,207㎡																																																											
変更前	33台																																																											
変更後	47台																																																											
変更前	駐輪場	19台																																																										
変更後	駐輪場 1	16台																																																										
	駐輪場 2	16台																																																										
	駐輪場 3	24台																																																										
	駐輪場 4	12台																																																										
	駐輪場 5	14台																																																										
	合計	82台																																																										
変更前	12.5㎡																																																											
変更後	87.1㎡																																																											
変更前	11.65㎡																																																											
変更後	20.25㎡																																																											
変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																																									
	株式会社マルナカ	午前9時00分	午後11時00分																																																									
変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																																									
	株式会社マルナカ	午前0時00分	午後12時00分																																																									
変更前	午前8時40分～午後11時20分																																																											
変更後	24時間																																																											
変更前	1箇所	出入口①																																																										
変更後	2箇所	出入口1、2																																																										

変更年月日	平成26年8月28日
変更理由	老朽化した店舗の建替えにより、来客の利便性向上を図るため。

- 2 届出年月日
平成25年12月27日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年1月10日から平成26年5月10日まで

- 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年5月10日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ